

青森市営バス公式マスコット「はまるん」の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森市営バス公式マスコット「はまるん」(以下「はまるん」という。)の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(はまるんの使用に関する権利)

第2条 はまるんの使用に関する一切の権利は、青森市企業局交通部に属する。

(形状及び色)

第3条 はまるんの形状及び色は「はまるんデザインマニュアル」に定めたものである。

(使用申請)

第4条 はまるんを使用しようとする者は、あらかじめ青森市営バス公式マスコット「はまるん」使用許諾申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に管理者が必要と認める書類を添付して、これらを管理者に提出し許諾を受けなければならない。

(使用申請の省略)

第5条 管理者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、事前の相談を経た後、申請の全部、又は一部を省略することができる。

- (1) 報道機関が報道を目的として使用する場合
- (2) 個人が自己で楽しむ範囲において非営利目的で使用する場合
- (3) その他、管理者が認めた場合

(使用の許諾)

第6条 管理者は、申請書の提出があった場合、その内容について審査し、許諾することが適当であると認めるときは、青森市営バス公式マスコット「はまるん」使用(変更)許諾通知書(様式第2号。以下「許諾通知書」という。)により、前条の規定による申請を行った者に通知するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定による使用の許諾をする場合において、条件を付することができる。
- 3 はまるんの使用を開始できる日は、使用を承認した日以降とする。

(使用許諾の制限)

第7条 管理者は、はまるんの使用について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その使用を拒み、若しくは制限し、又は使用許諾を取り消しすることができる。

- (1) はまるんの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合

- (2) 特定の政治、思想及び宗教の活動に使用される場合、又はその活動を支援するような誤解を与えるおそれがある場合
- (3) はまるんを管理者が認める使用方法に従って使用せず、又は使用しないおそれがある場合
- (4) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (5) はまるんを表示することにより青森市企業局交通部以外のものの行う事業について青森市企業局交通部が推奨しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (6) はまるんを使用しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等である場合、または、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。
- (7) その他管理者がはまるんの使用が適当でないと認める場合

(使用料)

第8条 はまるんの使用料は無料とする。

(使用許諾の有効期間)

第9条 はまるんの使用許諾の有効期間は、第6条第1項の規定により使用を許諾した日から起算して1年を超えない範囲内において管理者が定める期間とする。

2 前項のはまるん使用許諾満期後において、引き続きキャラクターを使用しようとする場合は、改めて第6条の許諾を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第10条 はまるんを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 青森市営バス又は青森市のPRにつながる事業に使用すること。
- (2) はまるん及び青森市営バス、青森市のイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 許諾を受けたもののみ使用すること。
- (4) 使用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (5) 自己の商標及び意匠とするなど独占的に使用しないこと。
- (6) 形状、色等について「はまるんデザインマニュアル」を遵守し、正しく使用し、デザインの都合上、やむを得ず修正して使用する必要がある場合には、あらかじめ管理者又は管理者が指示する監修方法に従い修正し、内容の承諾を得て使用すること。
- (7) 著作権者の表示（「©AomoriCityBus」を、利用許諾を受けた対象物又は当該対象物の包装等（以下「利用対象物等」という。）に行うこと。
- (8) はまるんを用いた商品の販売、広告物の設置等を行う場合において、青森市交通部公式マスコット「はまるん」使用許諾の日から1年以内にこれを行うこと。
- (9) 青森市企業局交通部からはまるんの使用状況について報告を求められたときは、管理者が必要と認めた書類等をその指定した日までに管理者に提出すること。

(10) 青森市交通部が行う売上調査その他の照会に応じること。

(11) この要綱の規定に違反する行為が認められた場合には、使用者の責任及び負担において はまるんを使用して作成したものを全て除去し、回収し、又は撤去する等の是正措置をとること。

(見本品の提出)

第11条 第6条第1項の許諾を得た使用者（以下「使用者」という。）は、当該使用に係る見本品を速やかに管理者に提出しなければならない。ただし、見本品の提出が困難な場合については、はまるんの使用方法等が分かる写真データ等の提出をもって、これに代えることができる。

(許諾内容の変更)

第12条 使用者は、許諾通知書の許諾内容について変更しようとするときは、あらかじめ青森市営バス公式マスコット「はまるん」使用許諾内容変更申請書（様式第3号）を管理者に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、管理者が前項の許諾をする場合について準用する。

(許諾の取消し等)

第13条 管理者は、使用者がこの要綱の規定及び使用許諾の内容に違反していると認めるときは、当該許諾の取消し又は、是正の措置をとることができる。

2 管理者は、前項の規定により許諾の取消しをしたときは、青森市営バス公式マスコット「はまるん」使用許諾取消通知書（様式第4号）により、使用者に通知するものとする。

3 前2項の規定により許諾を取り消された使用者は、直ちに使用を中止し、使用物の回収、撤去等を行わなければならない。

(責任の制限)

第14条 前条の規定により、はまるんの使用許諾を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

2 使用者がはまるんの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合はこれに対して全責任を負い、管理者は損害賠償、損失補償その他一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第15条 管理者は、はまるんの適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消し状況について情報を公開することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、はまるんの使用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。